

# 「間伐材チップの確認のためのガイドライン」について

林野庁木材利用課

政府は、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号））に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針を改定することにより、国等が調達するコピー用紙について、古紙以外に間伐材を原料として特に指定したところです（参考 1 参照）。

間伐材を利用した紙製品の使用が環境保全等社会貢献に資するものであることを消費者に対してアピールするとともに、これら製品に対する信頼を得ていくため、使用される木材が間伐材であることを証明することが必要となります。

このため、今回、以下の考え方による間伐材の証明ガイドラインを策定しました（参考 2 参照）。

## 【対象範囲】

森林の伐採（間伐）段階から、間伐材チップの製紙メーカーへの納入までを証明の適用範囲としています。

## 【証明方法】

合法証明制度と同じく、間伐材由来であることの証明を山元から連鎖させることにより証明を行うこととしています。

なお、入出荷、加工、保管の各段階において、間伐材と間伐材以外のものが混在しないよう分別管理を行う必要があります。

## 【自主的行動規範の作成】

間伐材証明の信頼性を担保するために、合法証明制度と同じく、森林・林業・木材産業関係団体が自主的行動規範を定めるとともに、当該団体の認定を受けて間伐材証明を行う、あるいは、個別企業が独自に自主的行動規範を定めて証明を行う手法を示しています。



【参考1】 コピー用紙に関する基準の概要

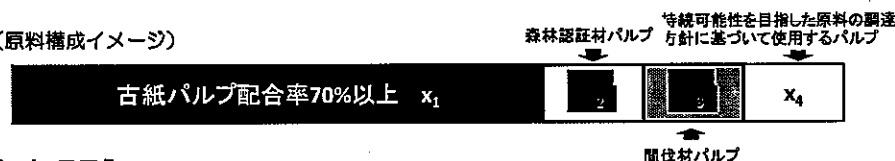
## 総合評価指標の概要

- ＞ 環境指標項目は、廃棄物削減、資源の有効活用、持続可能な森林経営等の観点から、原料組成を基本指標とする。また、その他重要な環境性能の価値を評価するため、白色度及び坪量を加点指標とする

### 【基本項目】

1. 古紙パルプ配合率 ( $x_1$ ) : 廃棄物削減、資源有効利用、森林保全
2. 森林認証材パルプ利用割合 ( $x_2$ ) : 持続可能な森林経営、森林吸収源
3. 間伐材パルプ利用割合 ( $x_3$ ) : 森林吸収源、資源有効利用
4. 持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ ( $x_4$ ) : 持続可能な森林経営、資源有効活用

(原料構成イメージ)



### 【加点項目】

5. 白色度：市中回収古紙の利用促進、脱墨等の製造工程上の環境負荷低減
6. 坪量：省資源・軽量化、流通段階での環境負荷低減

## 総合評価指標の評価例・評価値の表示例

指標項目	①		②		③		④		⑤		⑥	
	指標値	配点	指標値	配点	指標値	配点	指標値	配点	指標値	配点	指標値	配点
古紙パルプ配合率	100 %	60.0 点	70 %	50.0 点	60 %	60.0 点	70 %	50.0 点	70 %	50.0 点	70 %	50.0 点
森林認証材パルプ及び間伐材パルプの合計利用割合	0 %	0.0 点	30 %	30.0 点	10 %	10.0 点	10 %	10.0 点	5 %	5.0 点	0 %	0.0 点
その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合	0 %	0.0 点	0 %	0.0 点	10 %	5.0 点	20 %	10.0 点	25 %	12.5 点	30 %	15.0 点
白色度	65 %	10.0 点	73 %	2.0 点	70 %	5.0 点	73 %	2.0 点	75 %	0.0 点	75 %	0.0 点
坪量	68 g/m <sup>2</sup>	0.0 点	66 g/m <sup>2</sup>	5.0 点	66 g/m <sup>2</sup>	5.0 点	64 g/m <sup>2</sup>	10.0 点	65 g/m <sup>2</sup>	7.5 点	69 g/m <sup>2</sup>	0.0 点
合計	—	90	—	87	—	85	—	82	—	76	—	—

### 表示例

総合  
評価値

80

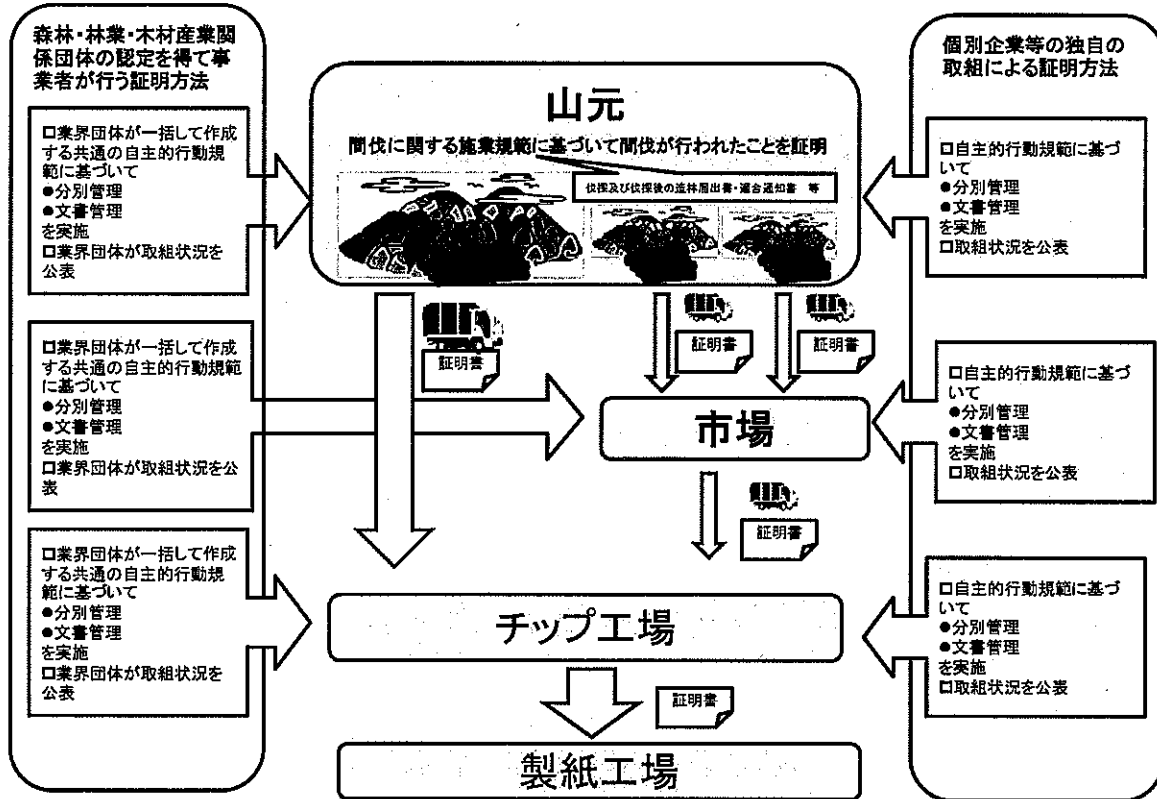
- ・ 古紙パルプ配合率 : 0 % ▲
- ・ 森林認証材パルプ利用割合 : ▲
- ・ 間伐材パルプ利用割合 : 0 % ▲
- ・ その他持続可能性を目指したパルプ : 0 % ▲
- ・ 白色度 : 0 % ▲
- ・ 坪量 : 0 g/m<sup>2</sup> ▲

【参照先】 <http://www.xxx-paper.co.jp/hyouka>



【参考 2】

間伐材チップの証明の連鎖例(イメージ)





## 間伐材チップの確認のためのガイドライン

平成21年2月  
林 野 庁

### 1. 趣旨

政府は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を改定することにより、国等が調達するコピー用紙について、古紙以外に間伐材を原料として特に指定したところである。

一方、森林のもつ国土の保全や地球温暖化の防止などの公益的機能を高度に発揮していくためには、森林を適切に整備・保全することが必要である。とりわけ、利用可能な資源が充実しつつある我が国の人工林については、間伐を適時適切に進めることに加え、林地に放置される間伐材の積極的な利用が必要となっている。

本ガイドラインは、このような状況を踏まえ、コピー用紙の原料としての間伐材、とりわけ間伐材丸太の円滑な供給に資するとともに、間伐材を原料として使用したコピー用紙に対する消費者の信頼を得ていくため、コピー用紙の原料となる間伐材並びに間伐材を原料としたチップの供給者が、これらについて間伐材由来であることの確認に取り組むに当たって留意すべき事項等を取りまとめたものである。

### 2. 定義

本ガイドラインにおける間伐材とは、森林に関する法令に基づき適切に設定された施業規範等に従い、育成段階にある森林において、樹木の混み具合に応じて、その一部を伐採し、残存木の成長を促す作業（以下「間伐」という。）により伐採された木材をいう。

### 3. 基本的な要件

伐採段階、加工・流通段階における紙の原料となる間伐材の確認に当たっては、以下の証明が必要となる。

#### （1）伐採段階

間伐を行う事業者（森林所有者を含む。以下同じ）は、間伐材の納入先（販売先の事業者等）に対し、納入する木材が全て間伐材であることを証明する証明書を交付する必要がある。



なお、間伐材以外の木材を取り扱う事業者は、上記の証明にあたって、間伐材とそれ以外のものが混じらないよう分別管理するとともに、これが確実に行われていることを証明する必要がある。

## (2) 加工・流通段階

間伐材の加工・流通を行う事業者は、自らが加工・流通する全過程を通じて、(1)により間伐材であることが証明された木材が、証明されていないものと混じらないよう分別管理するとともに、納入先の事業者に対して、納入する木材が、全て(1)により間伐材であることが証明された木材由来であることを証明する証明書を交付する必要がある。

## (3) 証明書

上記(1)(2)の事業者が交付する証明書には、納入する木材が間伐材である旨を記載するとともに、当該間伐材の納入先、数量等基礎的な情報を記載する必要がある(伐採段階における証明書については、間伐材の伐採箇所についても記載)。

なお、証明書については、証明に必要な事項を納品書等に記載する、あるいは、証明に必要な事項が記載されている既存の書類の写しを納品書等に添付することをもって代えることができる。

加えて、納入先に対して交付した証明書の写し、仕入先から交付された証明書、その他関係書類を少なくとも5年間保管することとし、その証明の根拠について、納入先の事業者又は基本方針に定める間伐材パルプを利用したコピー用紙の調達者である国等の各機関から求められた場合は、関係書類等を提示できるようにしておく必要がある。

## 4. 適正な運用のあり方

上記3.の証明書を交付する者は、証明のなされた間伐材の分別管理や書類管理の方針について定める自主的行動規範を作成するとともに、当該規範の遵守状況等と併せて公表する等により、間伐材であることの確認を行う者にその判断に必要な情報を提供する必要がある。

なお、自主的行動規範については、個々の事業者に代わって、事業者が構成する業界団体が一括して共通の規範を定め、当該団体がその構成員である事業者について共通の規範に適合した体制を有しているかを評価・認定するとともに、各事業体の規範の遵守状況等について当該団体が公表することも考えられる。ただし、この場合にあっては、各事業者が交付する間伐材の証明書には、団体の評価・認定を受けたことを特定できる情報(認定番号等)を記載する必要がある。